

「空間」からみた子ども政策

北村 安樹子

＜次世代育成支援政策と地域＞

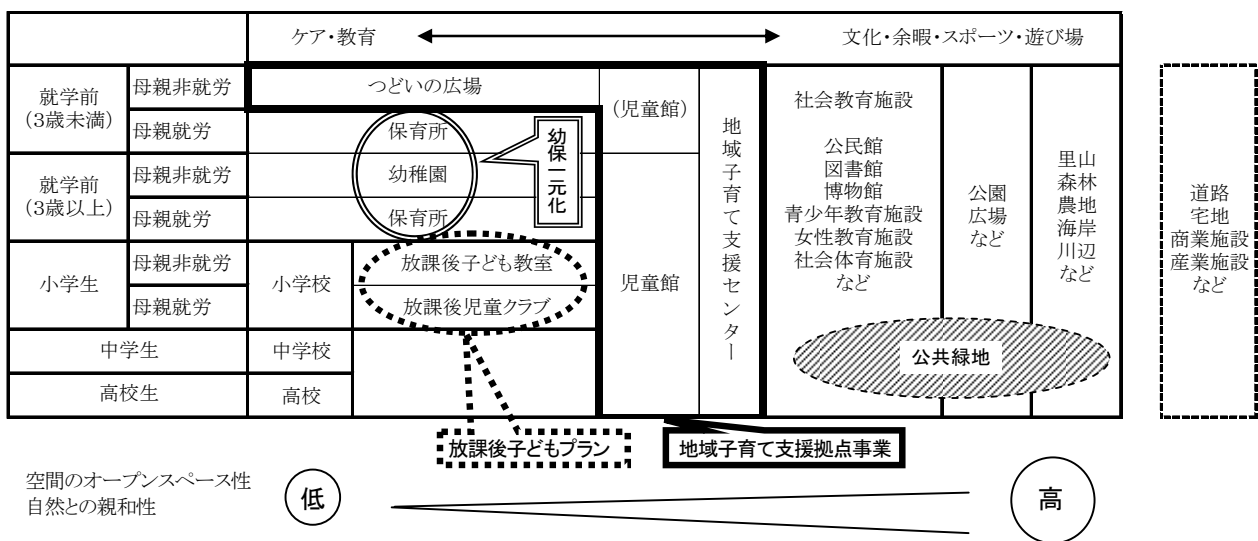
日本の2007年の合計特殊出生率は1.34と、2年連続で上昇した（厚生労働省「平成19年人口動態統計月報年計（概数）の概況」）。しかし、社会の持続可能性や社会経済全体への影響を考えればこの水準は依然深刻であり、さらなる対策が求められている。このようななか、近年重点的な対策が求められているのが、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」という2つの側面である。これらは2007年の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において「車の両輪」となる取り組みとされた。このうち後者に関しては、次世代育成にかかわる給付・サービスの新たな枠組みとして「すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取り組みの重要性」という点があげられている。

次世代育成支援の範疇にとどまらず、地域再生が日本の最重要課題の1つであることは、改めて言うまでもないだろう。本稿では「空間」という視点から、次世代育成支援政策と地域というテーマについて考察してみたい。

＜「空間」からみた子どもの居場所＞

図表1は子どものケア、教育、遊び場として整備されている公共施設等を、子どもの年齢と母親の就労状況を軸に大まかに整理したものである。ここでいう公共施設には、例えば保育所や児童館などの社会福祉施設、小中学校などの学校教育施設、公民館や図書館、博物館、青少年教育施設といった社会教育施設等が含まれる。

図表1 「空間」からみた子どものケア・教育・遊び場等の再編イメージ



<分断される子どもの居場所>

このように図示してみると、地域における子どもの居場所に関して次の2つの問題意識が浮かび上がってくる。第一は、子どもたちがケア・教育の拠点となる空間で過ごす時間が長くなる一方で、それらの空間が子どもの年齢や母親の就労状況等によって異なっているという点である。これは、家族や社会の変化に応じてきめ細やかな支援拠点や支援メニューが整備されてきた結果でもあるが、子どもからすれば、家庭の状況や社会の都合によって、自分の居場所が限定されているという見方も成り立つように思われる。かつては地域における子どもたちのオープンスペースであった野原や空き地などの屋外空間は、都市開発等の進展とともに失われる傾向にある。加えて近年では公園もまた、年齢や家庭状況の異なる多様な子どもたちが、大人がつき添うことなく自由に出会える場ではなくなっている。

もう少し具体的にみると、例えば就学前の子どもの拠点施設としては、全国に22,720か所の保育所（厚生労働省「平成18年社会福祉施設等調査結果の概況」）と13,723か所の幼稚園（文部科学省「平成19年度学校基本調査」）がある。どちらの施設も保育時間は長時間化する傾向にある上、保育所と幼稚園の子どもが日中地域で出会う機会はきわめて限られている。また、日本には全国に小学校が22,693校、中学校が10,955校、高校が5,313校（文部科学省、同調査）ある。小学生については、現在、放課後対策拠点の整備が学校空間を中心に進められているが、これは、子どもが学校空間の中で過ごす時間が長時間化することを意味することになる。また、中高生については、異なる学年や異なる学校の子どもの同士が接する機会の1つとして機能してきたクラブ活動等への参加率が低下傾向にある。このような視点からみると、全国に4,718か所（厚生労働省、同調査）ある児童館が子どもの年齢という点では最も広い守備範囲をもつことになるが、数という点では学校に比べて圧倒的に少ないし、地域によっては児童館がないエリアもある。また、児童館については、今後ニーズが高まると予想される中学生や高校生の居場所としては、今のところ十分に活用されていないという現状もある。

<「地域子育て支援拠点事業」の可能性>

このようななか、近年、未就学児に関しては幼稚園（文部科学省）と保育所（厚生労働省）を再編するいわゆる「幼保一元化（認定こども園制度）」、小学生に関しては放課後子ども教室（文部科学省）と放課後児童クラブ（厚生労働省）を再編する「放課後子どもプラン」が進められている。2007年度からは、3歳未満の乳幼児とその親の居場所づくりを主な目的として進められてきた①つどいの広場、②児童館、③地域子育て支援センターなどの支援拠点を再編する「地域子育て支援拠点事業」も開始されている。これらは地域のニーズの違いや質の確保という側面に十分留意しながら進められる必要があるが、地域における子どもの居場所を統合するという点ではポジティブな可能性をもつ試みといえる。

一方でこうした方向性は、新規施設を個別に整備する余裕がないという国や自治体の財政事情を反映した流れでもある。予算制約の下で、活用できる既存資源は地域によって異なるし、拠点整備の方向性に対する住民のニーズも地域で異なっている。地域子育て支援拠点事業において地域の实情に合わせた弾力的な施設整備が行われていることは、次世代育成支援政策の拡充と再編のプロセスが、財政的理由とニーズという双方の面から、地域の多様性を包含しながら進められざるを得ないことを示唆している。

<子どもと自然の距離の広がり>

一方、図表1から浮かび上がるもう1つの問題意識は、子どもたちの居場所となる空間が、子ども（だけ）のための拠点施設の整備とともに、いわゆる自然空間から遠ざけられてきたのではないかという点である。近年、子どもの遊び場が屋内空間に偏り、運動量や自然体験が減少していることについては、多くの専門家が学問領域を超えて懸念を表明している（日本学術会議 子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会対外報告『我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて』2007年）。このようにみると、これからの次世代育成支援政策では、先の「地域子育て支援拠点」を中心とする屋内拠点をその地域の多様性に応じて整備していくという方向性に加えて、社会教育施設や公園、里山や森林等がもつ屋外の自然空間についても、中高生を含めた子どもたちが日常的に利用できるようなオープンスペースとして十分機能するよう、再生するという視点が重要になるとと思われる。

次世代育成支援という観点から屋内外の拠点機能を総合的に再編していくことは、地域と子ども、ないしは若い世代との接点を増やすプロセスにも重なるだろう。地域に眠る既存空間を再生することは、コミュニティを通じた新たな関係性を生み出しながら、中長期的には、拠点整備や支援コスト全体を下げることもつながるのではないか。既存の緑地空間を子育て支援や子どもたちの居場所として活用・再生する試みは、行政と住民、企業、大学等の協働という形を通じてすでに始まっている。未就学児の自然保育、小中学生の遊び場・居場所づくり、環境・郷土・体験学習といった文脈からの里山等の活用、公園緑地等を活用したプレイパーク事業などの実践は、こうした流れを先取りする取り組みといえよう。

<子どもの「自然享受権」という視座>

ところで、環境先進国として知られるスウェーデンでは「アッレマンスレット（自然に対する万人の権利）」と呼ばれる慣習法の存在が、環境政策の基盤になっているという（サラ・ジェームス&トルビヨン・ラーティ『スウェーデンの持続可能なまちづくり』新評論 2006年）。この概念は、他人の所有であっても森や野原に入って果実や草花を採ったり、湖畔や海辺を散策して自然を楽しむことができるが、自然を損傷したり、他人に迷惑をかける行為は許されないという「人と自然」ないしは「人と人」が付き合っていくためのマナーのようなもの（法律に明記されているわけではない）であるという。

自然に対する「自由」と「責任」を含むこの概念は、われわれの社会にとってさまざまな面で示唆的である。1つは子どもたちの自然に対する「自由」の侵害という側面であろう。都市開発や産業化の進展という社会の変化は、子どもたちの居場所を分断し、自然から遠ざけてきただけでなく、一見ただけではわかりにくい形でわれわれの生活基盤である地域への信頼をも揺るがせている。次世代育成支援政策を通じて子どもたちと自然空間との距離を近づけていくことは、地域コミュニティの再生という点だけでなく、財政事情の制約や環境政策という流れとも整合的といえそうである。

一方でこの概念が含む、自然に対する「責任」という側面はそれ以上に示唆的である。自然に対する責任には、自然に対する自由を得てこそ自覚的になれるといえよう。このように考えてみると、子どもと自然空間との距離を近づけることは、次世代育成支援政策の面からだけでなく、環境政策や教育政策という文脈からも、今後重要性を増すに違いない。